令和５年６月 14 日
教育委員会会議　資料
学校教育課

議案第　15　号

令和５年度小松市奨学金貸与奨学生について

次のとおり議決を求める。

記

学校名	人数
金沢学院短期大学	１名
加賀看護学校	１名
計	２名

小松市奨学金貸与審査委員会：令和５年５月２２日（月）　午前１０時００分

議案第　16　号

小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金交付要綱の制定について

このことについて議決を求める。

記

小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金交付要綱をここに制定する。

小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金の交付に関し，小松市補助金交付規則（昭和 45 年小松市規則第 19 号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この要綱は，部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行を推進することにより，持続可能な地域スポーツ・地域文化環境の一体的な整備を進め，もって子供たちが卒業後もスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

（交付金の交付）

第３条　次に掲げる事業（以下「小松市地域クラブ活動体制整備事業」という。）の実施に対し，小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

⑴　総括コーディネーターの研修会開催等　本市において，関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの担い手確保のためのリクルート活動や総括コーディネーターの研修会を開催すること。

⑵　コーディネーターの研修会開催　地域クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理，指導者の派遣管理等のコーディネーターの研修会を開催すること。

⑶　本市の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等　本市において，スポーツ庁と文化庁が令和４年 12 月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ，地域クラブ活動移行に向けた方針策定・体制構築等に係る協議会の開催や域内における地域スポーツ・地域文化活動状況等の実態把握調査を行うこと。

⑷　地域クラブ活動への移行に係る説明会開催　域内のスポーツ・文化関係者，学校関係者，保護者等に対して，地域クラブ活動への移行に関する説明会を開催すること。

⑸　実技指導等を行う指導者の研修会開催　地域クラブ活動において，実際に実技指導等を行う指導者に対して，教育的意義や体罰防止等の留意すべき内容に関する研修会を開催すること。

⑹　困窮世帯の参加費用負担の支援に係る体制構築　経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援に係るシステム設置・改修等の体制構築を行うこと。

（交付対象者）

第４条　交付金の交付対象者は，小松市地域クラブ活動体制整備事業を行うことが適当と市長が認める団体とする。

（補助対象経費）

第５条　交付金の交付対象経費は，小松市地域クラブ活動体制整備事業の実施に必要な経費のうち次に掲げるものとする。ただし，当該事業に直接かかわらない経費を除く。

⑴　謝金　研修会の講師又は協議会の委員に対する謝金

⑵　旅費　研修会の講師又は協議会の委員に対する旅費

⑶　通信運搬費　研修会，説明会等（この条において「研修会等」という。）の開催に当たり作成したパンフレット等の発送に係る経費等

⑷　印刷製本費　研修会等の開催に当たり作成したパンフレット等の印刷製本に係る経費等

⑸　会議費　研修会等の開催時に出席者に配布されるお茶等の購入に係る経費

⑹　消耗品費　研修会等の開催に必要な消耗品等の購入に係る経費

⑺　使用料及び賃借料　研修会等の会場等の借上げに必要な経費等

⑻　雑役務費　困窮世帯に対する地域クラブ参加費用負担の支援に係る体制構築などに要する役務の請負に必要な経費等

⑼　委託費　実態把握調査等の業務委託に必要な経費等

（交付金額）
第６条　交付金の交付額は，予算の範囲内で市長が定める額とする。

（交付申請）
第７条　交付金の交付を受けようとする者は，あらかじめ小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）
第８条　市長は，前条の提出があったときは，当該申請書及び必要に応じて行う調査等により交付金を交付すべきかを決定する。

（事情変更による交付決定の取消し等）
第９条　交付金の交付を決定した場合において，その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは，交付金の交付の全部又は一部を取り消し，又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし，補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については，この限りでない。

２　前項の規定は，前条の交付金交付決定を受けた者から小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金交付変更申請書（様式第２号）により申請があった場合に準用する。

（交付金交付決定等の指令）
第 10 条　前２条に規定する決定をしたときは，市長は申請者に対しその旨を通知するものとする。

（実績報告）
第 11 条　前条の交付金交付決定を受けた者は，小松市地域クラブ活動体制整備事業が完了したとき（第９条の規定による取り消し等による補助事業の取り消し等を含む。）は，小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金実績報告書（様式第３号）により市長に報告しなければならない。

（確定）
第 12 条　市長は，前条の実績報告を受けたときは，当該報告書及び必要に応じて行う調査等により交付すべき交付金額を確定し，通知するものとする。

（条件違反等による交付決定の取り消し等）

第 13 条　市長は，交付金の交付決定を受けた者が，虚偽又は不正の手段により交付金の交付決定を受けたと認める場合は，交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は，補助事業につき前条の確定後においても適用があるものとする。

３　第 10 条の規定は，第１項の取り消しに準用する。

（交付金の返還）

第 14 条　市長は，交付金の交付の決定を取り消した場合において，既に交付金を交付したときは，期限を定めてその返還を命じなければならない。

２　市長は，交付金の交付の指令を受けた者に交付すべき交付金の額を確定した場合において，既にその額を超える交付金が交付されているときは，期限を定めてその返還を命じるものとする。

（委任）

第 15 条　この要綱に定めるもののほか，交付金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）小松市長

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　印

標記の件について，次のとおり交付金を交付くださるよう申請します。

１．補助事業の目的

２．事業の実施期間　　　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

３．交付を受けようとする交付金額　　金　　　　　　　　円

４．添付書類　　⑴　事業計画書

⑵　会計予算書

様式第２号（第６条関係）

小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金変更交付申請書

年　　月　　日

（あて先）小松市長

所在地
団体名
代表者名　　　　　　　　印

小松市地域クラブ活動体制整備事業について，　　年　　月　　日付小松市指令第　　　号による交付決定額を変更して下記とおり交付くださるよう申請します。

１．変更の理由

２．補助事業完了の予定期日　　　　　年　　月　　日

３．交付を受けようとする交付金額　　金　　　　　　円
　　既交付決定額　　　　　　　　　　金　　　　　　円
　　差引増減額　　　　　　　　　　　金　　　　　　円

様式第３号（第６条関係）

小松市地域クラブ活動体制整備事業費交付金実績報告書

年　　月　　日

（あて先）小　松　市　長

所在地
団体名
代表者名　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付小松市指令第　　　　　号にて交付金の交付の決定があった事業は，次のとおり完了しましたので報告いたします。

１．補助事業の名称　　　　　　年度小松市地域クラブ活動体制整備事業

２．交付金の交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

３．交付金の精算額　　　　金　　　　　　　　　　円

４．補助事業の実施期間　　　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

５．添付書類　　⑴　事業実施報告書
⑵　収支決算書

令和５年６月 14 日
教育委員会会議 資料
学校教育課

議案第　17　号

学校における小松市独立行政法人日本スポーツ振興センター
共済掛金に関する要綱の制定について

このことについて議決を求める。

記

学校における小松市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する要綱をここに制定する。

学校における小松市独立行政法人日本スポーツ振興センター共
済掛金に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は，独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 17 条第４項の規定に基づき，小松市の設置する小学校，中学校，義務教育学校又は高等学校に通学する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（法第 15 条第１項第７号に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する共済掛金に関し必要な事項を定めるものとする。

（共済掛金）
第２条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号。以下「令」という。）第 10 条各号の規定に基づき，保護者から徴収する共済掛金の額は，次の各号に掲げる学校の区分に応じて，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし，その額に 10 円未満の端数が生じた場合には，これを切り上げた額とする。
⑴　小松市立小学校，中学校及び義務教育学校　令第７条第１号に定める額の 10 分の５
⑵　小松市立高等学校　令第７条第２号に定める額の 10 分の 8.2
２　前項に規定する共済掛金の額は，法第 17 条第２項及び令第８条の規定による免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額を除く。

（共済掛金の徴収）
第３条　小松市は，児童生徒が各年度の５月１日（以下「基準日」という。）において在籍する学校を通じ，別に定める期日までに共済掛金を徴収する。
２　既に徴収した共済掛金は，還付しない。ただし小松市教育委員会が特別の理由があると認めるときは，その共済掛金の全部又は一部を還付することができる。

（共済掛金の免除）
第４条　小松市は，前条の基準日において次の各号のいずれかに該当する者については共済掛金を免除することができる。
⑴　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第６条第２項に規定する要保護者
⑵　前号の者に準じる程度に困窮していると認められる者
⑶　その他小松市教育委員会が特に必要と認める者

（委任）
第５条　この要綱に定めるもののほか，小松市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

令和６年６月 14 日
教育委員会会議 資料
学校教育課

議案第　18　号

小松市英語検定料補助金交付要綱の制定について

このことについて議決を求める。

小松市英語検定料補助金交付要綱を次のように制定する。

小松市英語検定料補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，小松市英語検定料補助金の交付に関し，小松市補助金交付規則（昭和 45 年小松市規則第 19 号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この要綱は，公益財団法人日本英語検定協会（以下「英語検定協会」という。）が実施する実用英語検定（以下「英検」という。）の検定料を助成することにより，生徒の英語力及び学習意欲を向上させることを目的とする。

（補助金の交付）

第３条　次に掲げる者（以下「生徒」という。）の英検の受検に対し，小松市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

⑴　小松市立小学校等設置条例（昭和 40 年小松市条例第 19 号）に規定する小松市立中学校に在籍する３年生（同条例に規定する小松市立義務教育学校の場合にあっては，９年生）

⑵　前号の者以外の者であって，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条の中学校に在籍する３年生（同法に規定する義務教育学校の場合にあっては，９年生）かつその保護者（学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のいずれかが小松市に住所を有する者であるもの。

（交付対象者）

第４条　補助金の交付対象者は，英検を受検した生徒の保護者とする。ただし，前条第２号の生徒の保護者にあっては，小松市に住所を有する者に限る。

（補助金の額等）
第５条　補助金の額は，英語検定協会が定める検定料とし，予算の範囲内とする。
２　補助金の交付回数は，同一年度において，１人につき１回を限度とする。

（交付申請）
第６条　補助金の交付を受けようとする者は，あらかじめ小松市英語検定料補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第１号）に，次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて，生徒が在籍する学校長を経由して，市長に提出しなければならない。
⑴　英語検定の一次試験の検定結果（通知）の写し
⑵　受験票の写し
⑶　検定料の支払いを証する写し

（交付決定等）
第７条　市長は，前条の提出があったときは，速やかに補助金を交付すべきかを決定するとともに，補助金の交付を決定したときは，当該補助金の補助額を確定させ，指定された口座等への振込等により補助金を交付するものとする。この場合において補助金の支給の決定にかかる通知については，その補助金の交付をもってこれに代えるものとする。
２　市長は，前条の提出に対し補助金の交付をしない決定をしたときは，当該申請者にその旨の通知を行うものとする。

（補助金の返還）
第８条　市長は，補助金の交付を受けた者が，虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは，前条第１項の交付決定を取り消し，又は既に交付した補助金の返還を求めることができる。

（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則
この告示は，公表の日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（あて先）　小 松 市 長

住　　　所
氏　　　名
連　絡　先

小松市英語検定料補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

小松市英語検定料補助金交付要綱第６条の規定に基づき，下記のとおり関係書類を添えて申請し，補助金額が確定したときは，その支払いを請求します。

１．申請内容

（ふりがな） 生 徒 氏 名	
学校名・学年	中学校 ・ 学園　　年　　組
受 験 年 度 （受 験 日）	年度 第　　回検定　　　年　　月　　日
試 験 会 場	
受　験　級	級
補助金申請額 （検 定 料）	円
添 付 書 類 ※いずれかひとつ	□ 英語検定の一次試験の検定結果（通知）の写し □ 受験票の写し □ 検定料の支払いを証する写し

２．口座振込金融機関

金 融 機 関 名	支　店　名	預 金 種 別
銀　行 信用金庫 農　協	支 店 支 所	・普　通 ・当　座 ・

口　座　番　号（７桁）	口　座　名　義（カナ）

※　申請者名義の口座を記入してください。

※　口座番号，口座名義等は，金融機関に確認のうえ，記入してください。

※　通帳の見開きのコピーを添付してください。

令和５年６月１４日
教育委員会会議　資料
学校教育課

寄附受納について

様々な理由で生理用品の購入が困難な女子児童，生徒への支援のため次のとおり寄附がありました。

１．寄 附 者　　小松市校下女性協議会

２．寄附物品　　生理用品（14,256 枚，20 万円相当）

３．受納日時　　令和５年５月２３日(火) 13:30～14:00
教育長室

令和５年６月 14 日
教育委員会会議　資料
生涯学習課

こまつ市民大学第６期事業計画について

子どもから大人まで一貫したはつらつとした生涯学習環境のさらなる充実を目指し、世代や立場、組織を超えて、地域で活躍する人材育成拠点(学びの場)として、こまつ市民大学第６期を開講する。

１．実施主体　こまつ市民大学運営委員会（公立小松大学、小松商工会議所、小松市まちづくり市民財団、小松市社会福祉協議会、小松市で運営）

２．開講期間　令和５年９月～令和６年８月（ジュニアコースは令和５年８月から）

３．講座内容　28 講座（ジュニアコース３講座含む）

４．受講料等　登録料：1,000 円
受講料：2,000 円～10,500 円（ジュニアコースは 500 円～1,500 円）

５．開講までの日程

５月 31 日	こまつ市民大学運営委員会開催
６月下旬	受講生募集開始 パンフレットの設置、広報こまつ・小松市 HP へ募集案内掲載
７月 31 日	募集締切
８月上旬	受講決定通知発送 ※定員に余裕のある講座は募集締切後も随時募集
８月１日	ジュニアコース開講
９月２日	第６期開講

No	講座名・講師	定員 (人)	回数 (回)	受講料 (円)
1	世界の都市を歩く（第２弾） 講師：公立小松大学　教授　岡村　徹　他	40	5	3,000
2	こまつの里山に学ぶ「和ハーブ」の魅力と自然との共生 【三井住友海上火災保険㈱・コマニー㈱寄附講座】 講師：一般社団法人和ハーブ協会　代表理事　古谷　暢基	30	5	3,000
3	クリエイティブな複業キャリア形成 講師：YouTube プロデューサー　小川　豊　他	30	5	3,000
4	人生を幸せにするのは何？複数のコミュニティを持つことの大切さ 講師：健康生きがいづくりアドバイザー　角谷　淳子　他	20	5	2,500
5	図書館エディター養成講座（第２期）～地域コンテンツの編集・発信を学ぶ～ 講師：慶應義塾大学　講師　太田　剛	20	6	3,000
6	多文化共生のまちを目指して【小松市国際交流協会タイアップ】 講師：小松市国際交流協会　日本語コーディネーター　グラッシ　徳子　他	40	5	3,000
7	公立小松大学　学長・副学長特別講座 講師：公立小松大学　学長　山本　博　他	40	3	2,000
8	初めて学ぶ心の理論 講師：公立小松大学 准教授 木村　誠	40	4	2,500
9	楽しく学ぶクラシック音楽講座 講師：公立小松大学　准教授　朝倉　由希	40	6	3,500
10	人生の最終段階を考える大切さ-最期まで自分らしく生きるために- 講師：公立小松大学大学院　特任教授　盛永　審一郎	40	5	3,000
11	大学教員から聴く！からだと健康・医療のアレコレ耳より講座 講師：公立小松大学　教授　坂本　めぐみ　他	50	5	3,000
12	将来差がつく！資産運用基礎セミナー【㈱北國銀行寄附講座】 講師：株式会社北國銀行　コンサルティングチーム	20	3	2,000
13	地域社会の健康課題を考える【大塚製薬㈱寄附講座】	調整中		
14	姿勢があなたの未来を変える：腰痛や肩こりの予防・改善講座 【(公財)北陸体力科学研究所寄附講座】 講師：ダイナミック運動指導員　総括　釜場　なる子	20	3	2,000
15	星空から始める天文学教室【金曜日】 講師：ひとともものづくり科学館 サイエンスコーディネーター	60	5	4,000
16	星空から始める天文学教室【土曜日】 講師：ひとともものづくり科学館 サイエンスコーディネーター	60	5	4,000
17	大人のためのサイエンスサロン 講師：ひとともものづくり科学館　科学教育専門員	20	11	8,000
18	ここがツボ！目指せ TOEIC プラス100点講座 講師：公立小松大学　教授　島内　俊彦	30	6	6,000
19	ニュースで学ぶ時事英語講座 講師：公立小松大学　教授　島内　俊彦	30	6	3,500
20	こまつ創業塾2023【小松商工会議所タイアップ】 講師：㈱HafH Co-Living Operations　代表取締役　田口　弦矢　他	40	4	5,500
21	大人可愛いグラスアート 講師：原田　純子（こまつ市民博士）	15	6	10,500
22	大人のためのものづくり教室ー初心者向けステンドグラス・レベル１ー 講師：ひとともものづくり科学館 サイエンスコーディネーター	10	8	8,000
23	大人のためのものづくり教室ー経験者向けステンドグラス・レベル２ー 講師：ひとともものづくり科学館 サイエンスコーディネーター	10	11	9,000
24	大人のためのものづくり教室ー初心者向けバーナーワーク・レベル１ー 講師：ひとともものづくり科学館 サイエンスコーディネーター	8	7	8,000
25	大人のためのものづくり教室ー経験者向けバーナーワーク・レベル２ー 講師：ひとともものづくり科学館 サイエンスコーディネーター	8	8	8,000

ジュニアコース

No	講座名・講師	定員 （人）	回数 （回）	受講料 （円）
1	わくわくお天気教室 講師：金沢地方気象台	20	1	500
2	小松に北陸新幹線がやって来る！ 講師：JR 西日本金沢支社	20	3	1,000
3	子ども司書養成講座（第２期）～本と人を結ぶ読者リーダーになろう～ 講師：小松市立図書館司書	20	3	1,500

令和５年６月 14 日
教育委員会会議 資料
図書館

高校生ビブリオバトル in こまつ 2023 の開催について

１．概　要　　ビブリオバトル（書評合戦：おすすめ本の紹介バトル）

① 発表者がおすすめの本の面白さなどを５分間で紹介する。
② 他の発表者、観戦者と３分間の質疑応答を行う。
③ 全員発表後、発表者･観戦者による投票でチャンプ本（最も読みたい本）を決定する。

２．趣　旨　　読書活動を通して様々な分野への知的好奇心を高めるとともに、多様な価値観に触れながら思考力、表現力、聴く力等を身に付ける機会とする。

３．日　時　　令和５年８月３日（木）　9 時 30 分～12 時

４．会　場　　サイエンスヒルズこまつ　３Ｄスタジオ

５．主　催　　小松市ビブリオバトル実行委員会

６．対　象　　発表者　南加賀（小松市・加賀市・能美市・川北町）に在住または在学する高等学校・特別支援学校高等部の生徒
観戦者　興味ある方はどなたでも

７．定員等　　発表者 10 名程度
観戦者 40 名程度
申込期間　7 月 20 日（木）まで（先着順にて定員に達し次第、締め切り）